

人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）中間試案 に係る意見募集の結果概要

人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）中間試案について、意見募集を実施した。その結果概要は以下のとおり。

1 意見募集実施概要

- (1) 意見募集実施期間：令和7年1月28日（火）～令和7年2月26日（水）
- (2) 総意見数：1, 198件

2 意見概要

第1章 はじめに

- ・人権教育・啓発に関する基本計画（第一次）が策定された経緯についても記述すべき。
- ・基本計画において新たな人権課題を掲げることは、権利の新たな制約につながりかねず、人権教育・啓発は抑制的に行うべき。

第2章 第一次計画策定後の社会経済情勢の変化と国際的潮流の動向

(1) 人権をめぐる社会経済情勢の変化

- ・インターネット上の日本人に対する差別投稿についても言及すべき。
- ・SNSで個人が自由に意見等を投稿することができる権利が、政府の規制等により制限されることがないようにすべき。
- ・情報化により、情報の流れが可視化されたり、個人の情報発信力が増したりしたことによる人権問題への肯定的な影響についても記載した方がよい。
- ・インターネット上の人権侵害の拡散力や影響力は極めて大きく厳しい状況であること、そのような高度情報化社会を生きていくために、人権教育の具体的な学習プログラムの整備等が必要であることを記載すべき。
- ・インターネット上の人権侵害の防止のためのプロバイダ事業者の取組の支援は重要な課題と考える。
- ・子ども、若者に関する課題についても記述すべき。例えば、不登校のまま義務教育を修了しまう現状や若者の労働問題などである。学校教育で受けられなかった人権教育としての社会教育において、しっかりと進めるべき。

- ・インターネット上の差別が増加しているのは、基本的な人権教育が不十分だったためと考える。
- ・現在の人権意識について、人権意識が高まったとするより、人権侵害が増加している、又は、他者を顧みず自己の権利を主張する者が増えたと評価すべき。
- ・第一次基本計画策定後の人権教育・啓発の施策の分析・評価も記載すべき。

(2) 国際的潮流の動向

- ・外国の国家の関与の下、人権侵害を行っている場合に、政府として期待されている役割を果たすことが必要との記載に賛同する。
- ・国際的な視点を取り入れ、各種人権条約、世界人権宣言、人権教育のための世界計画等に基づいた人権教育を推進する旨を明記すべき。
- ・国民の分かりやすさの観点から、外来語の使用をできる限り控えるべき。
- ・女子差別撤廃委員会の勧告を具体化し、複合差別については、支援が当事者に届くよう、担当者の研修等の問題解決のための仕組み作りが必要。
- ・人権教育・啓発の推進に当たっては、個別の人権課題のみにフォーカスするにとどまらず、「人権」が持つ普遍性を理解するよう取り組むことが必要との方針に賛成である。
- ・2011年の「人権教育・研修に関する国際宣言」の内容を取り入れるべきである。
- ・ビジネスと人権の分野に関し、「サプライチェーン」の用語の意味は複数存在しているところ、本基本計画における用語の意味を広く国民に分かりやすく伝えるため、その意味を具体的に明示すべき。
- ・複合差別について、差別を受けやすい特定の属性の具体例を挙げるべき。
- ・マイクロアグレッションに関する人権教育・啓発の要請の高まりについて、記述していただきたい。
- ・体系的かつ系統立った人権教育の学習プログラムが必要。学齢期の人権教育をより充実させるべきであり、学習指導要領に「人権教育」の項目を設けて推進すべき。
- ・複合差別という概念は、既に解決済みの人権課題を国際化しようとするアプローチであり不適切。複合差別よりも個別の人権課題一つ一つを丁寧に教えることが重要である。
- ・人権教育のための世界計画のうち、人権教育が生涯に渡るプロセスであること等について明記すべき。
- ・「ビジネスと人権」に関し、企業の自主的な取組の推進が、企業への事実上の強制とならないよう留意すべき。

- ・「ビジネスと人権」に関し、救済へのアクセスとの項目があるが、被害者のメンタルケアや弁護士費用等の具体的施策についても記述すべき。

第3章 人権教育・啓発の意義・目的

- ・こどもに対し、自分自身が権利の享有主体であることを認識し、権利行使できる力の育成は、人権啓発のみならず人権教育においても重要であるため、人権教育・啓発に共通の項目として取り上げるべき。
 - ・人権擁護の目的として民主主義社会の擁護があることから、社会を強靱にするためにも人権を尊重する必要があることを記載すべき。
 - ・ハンセン病問題の箇所に記載されている当事者性（自分の課題として捉えるようにする）の意識付けは、他の人権課題でも重要であるため、第3章「人権教育・啓発の意義・目的」にも盛り込むべき。
- (1) 人権尊重の理念
- ・権利行使に伴う責任の自覚についての指摘のみならず、権利行使が可能であること、侵害されたら救済等を求められることなど、権利行使の積極的意義を明示的に記載して強調する必要がある。
 - ・人権尊重の理念として「平和」の希求・実現を記載すべき。
- (2) 人権教育の意義・目的
- ・「学校教育については、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現に向けて、自分のよさや可能性を認識するとともに」の記載について、人権教育の推進主体に私立学校があることを明記すべき。
 - ・人権教育は、自己や他者が持つ権利の内容や行使の方法、互いの人権を尊重することの重要性を正しく理解すること等を目的とした教育活動である旨を示し、権利学習としての性格や道徳教育との違いを明記すべき。
 - ・中間試案では、「当事者が自らの権利を守る力を育むエンパワーメント」の視点が欠けているのではないか。人権教育・啓発の意義・目的に「自分らしく生きるための力を取り戻すエンパワーメント教育の力」を明記すべき。
 - ・人権教育の概念を広げ、識字教育や基礎教育の保障など教育の機会を全ての人に提供することも含めるべき。
 - ・社会教育について、国や地方自治体が主体となることを前提として記載されているが、特に「ビジネスと人権」に関する企業の取組への要請や進展を考慮する必要がある。企業が自らの問題について主体として、あるいは人権問題を取り扱う市民組織が主体として取り組むことにも言及することが望ましい。

- ・人権教育を進める上での国内・国外の基本文書を一覧にして、誰でも見るようにできるように共有すべき。
- ・全てのこどもたちの教育権を今後の人権教育の実践を通じて保障する必要がある。
- ・学校教育における各人権課題について授業を行う際には、その人権課題の当事者から学ぶべき。
- ・基本的人権に関する周知が進むだけでは不十分。知識はあっても行動に結びつかない、人権意識が高まっていない現状があるため、人権教育の推進をより一層徹底すべき。
- ・行き過ぎた偏りのある人権教育にならないよう、教育内容のバランスを保ち、全ての人々の人権尊重を促進することが求められる。
- ・「日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神にのっとり、…学校教育及び社会教育を通じて推進される」の記載について、世界人権宣言など、日本が締結した国際人権条約を明記するとともに、その内容を遵守すべき。

(3) 人権啓発の意義・目的

- ・人権侵害は私人間においてのみ生じるのではなく、公権力の行使によっても生じるものであること、社会の慣習の中にも人権を侵害する要素が存在していることなどを、年代を問わず教育・啓発すべき。
- ・人権の意義やその重要性の考え方も多様であるため、「正しい」といった単一の正解があるかのような記載をすることは避けるべき。
- ・人権啓発を発達段階に応じて行うことは重要であるが、ここでいう発達段階を科学的かつ従前の整理に根差して判断するようにしてほしい。
- ・人権侵害を受けた場合の救済制度についても啓発するとされているが、救済制度が実効性のあるものとなっていないことも含めて啓発すべき。

第4章 人権教育・啓発の基本的在り方

- ・人権の普遍性や国際性を踏まえると、人権教育・啓発の対象を「国民」のみに限定することなく、日本で暮らす全ての人々を対象としていることが分かるような表現とすべき。
- ・国内人権機構を設置し、人権教育・啓発の実施主体とすることを記載すべき。
- ・学校教育のみならず、社会教育においても人権教育がなされるべきとの記載には賛同するが、多忙な社会に効果的な人権教育・啓発を行うには、「ビジネス

と人権」の観点も踏まえ、業務との関連性を強く意識し、総合的なアプローチを取ることが必要だと考える。

(1) 実施主体間の連携と国民に対する多様な機会の提供

- ・ 医師・看護師を始めとした様々な国家資格の養成課程において、国際人権規約の学習を必須とすべき。
- ・ 人権教育・啓発の実施主体として「市民社会」を追記してもらいたい。
- ・ ライフステージにおいて、どの段階で何を学ぶかといった人権教育の設計が見えてこないことから、特に、義務教育における人権教育の設計を示すべき。
- ・ 性的マイノリティ当事者団体を教育・啓発の実施主体として学校現場とつなげることは、現場に混乱が生じかねないことから反対である。
- ・ 公務員とは異なり、民間団体等には中立性が期待できるのか疑問であり、人権教育・啓発に行政以外の主体を関与させることは抑制的であるべき。

(2) 発達段階等を踏まえた効果的な方法

- ・ こどもについては、「こども基本法」に基づき、「こどもの意見表明を尊重する学校運営」を明記すべき。
- ・ 人権教育・啓発に当たっては、日常生活における行動変容にとどまらず、制度や社会の在り方の変革のための行動につなげることを目的とすべき。
- ・ 人権とは、脆弱な人々に関する事柄で自分には関係ない、といった意識を変えるため、人権が持つ普遍性や国際的な動向を強調して記載すべき。
- ・ 人権一般の普遍的なアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的人権アプローチの両者が必要との指摘に賛同する。
- ・ 自身が抱えている特定の人権課題に取り組むことで、主体的に問題解決に取り組むことにつながるのではないか。
- ・ 人権一般の普遍的なアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的人権アプローチという分け方は、個別課題に対応する法律が複数成立している現代においては、適切ではないのではないか。
- ・ こどもの安全を確保するため、包括的性教育を取り入れることには慎重であるべき。

(3) 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

- ・ 人権教育・啓発の中立性と自主性を確保するための具体的な方策が明示されていない。
- ・ 人権教育・啓発に当たっては、教育現場や市民社会の自主的な取組を支援し、官民協働で人権意識の向上を図る体制が求められる。

- ・人権教育・啓発が、国民に対する「強制」となる場面はおよそ想定されず、あえてそのような可能性を指摘する必要はない。
- ・基本計画において、人権を口実に不当な要求をする者が存在している、それを国が認識しているといった内容を記載する必要はない。
- ・「中立性」及び「主体性」の名の下に、十分に被害当事者の声を聞かないという対応をとることや、正当な要求に誠実に対応することを避ける口実とすることがないように注意すべき。
- ・「中立性」を判断する基準として、憲法や日本が批准している条約に基づくことを追記すべき。
- ・本項目は、趣旨が不明確であるため、削除又は大幅に改訂すべき。
- ・人権教育・啓発は、「国民一人一人の心の在り方に密接に関わる問題」ではなく、憲法や人権条約を踏まえた権利の問題である。「異なる意見への寛容」が、人権の原則を歪めることがあってはならず、権利の問題であることを明記すべき。
- ・国民に、人権についての誤解が生じているのは、人権の教科が存在しないことが原因であるから、「人権」を教科に位置づけるべき。
- ・人権問題を口実として異論を封じる行為が横行しており、当該項目に賛同するものの、多数者の理解を得られなければ少数者が権利行使できないものではないことに留意とされているが、この指摘は必要ないのではないか。
- ・本項目の内容に強く賛同する。記載された見地を社会で共有することが、人権問題を改善するために必要。
- ・例示された不当要求等の行動は問題がある行動であると明示するため、別の人権侵害を構成することもあるなどと記載してはどうか。
- ・人権教育の独立性については、人権教育のための世界計画にも規定されていることから、中立性ではなく、主体性と独立性の確保とすべき。
- ・人権教育・啓発の主体が、国と地方公共団体に限定されているように読めるが、市民社会の幅広い組織との連携が必要であり、記載を修正すべき。
- ・中立性の確保の意識が強すぎると、多数派に偏った判断となることから、中立性のみならず、公平性も確保すべきと追記してもらいたい。
- ・本項目は、全体として多数者（マジョリティ）からの記載となっており、少数者（マイノリティ）が人権侵害や差別の被害の声を上げることを躊躇することにつながりかねない。

- ・人権課題を際限なく列挙することは、人権の政治利用を招きかねず、権力を抑制するため、計画案を縮小すべき。
- ・実際の場面では、多数者（マジョリティ）が、少数者（マイノリティ）に必要な以上の配慮を行わなければならない場合もあることから、数の対立構造を使用することは避けた方がよい。

第5章 人権教育・啓発の推進方策

- ・基本計画における「相談・支援等」の取組の位置づけを明確化すべき。
- ・個別課題を統合するような人権課題を横断する総合的な人権教育の推進の内容や方法について、丁寧な調査研究が必要であることを記載すべき。

(1) 人権一般の普遍的な視点からの取組

- ・人権教育・啓発に、国際的な人権メカニズム（国際人権条約、個人通報制度等）や国内人権機構に関することなどを組み込んでもらいたい。
- ・人権教育・啓発は、具体的な取組が一緒に行われることも多いと考えられることから、一緒に論じた方が分かりやすいのではないか。
- ・人権問題の解決には、人権尊重の精神や人権感覚を育むのみならず、考察力、判断力、表現力などの人権を尊重するための能力を身に付けることが重要。海外の人権教育・啓発の先進事例も取り入れ、実践的な研修にも取り組む必要がある。
- ・人権教育・啓発は、学校教育や社会教育で行われる憲法学習をベースとして行う必要がある。
- ・法の下での平等や個人の尊重といった人権の普遍的な視点は、各人権課題において通底しており、基礎として考えるべきものであるが、そのことが明示されるよう、各人権課題と対比するかのように「人権一般」と表現することを避けるべき。
- ・人権の普遍性に関する教育・啓発を行うに当たっては、我が国の歴史や国際化を踏まえて持ち込まれたことなどから「腹落ち感」が得られない人が多いといった固有の状況を強く意識した上で、自分の周囲の環境が一定の認識バイアスがかかっていることを自覚することも含めて行う必要がある。

ア 人権教育

- ・学校や教職員が一人一人の児童生徒に向き合った指導が可能になるよう、教職員の働きやすい環境の整備や教職員配置の改善が必要。

- ・ 道徳教育と人権教育は関連するが、異なるものである。人権教育は、自己や他者が持つ権利の内容や、互いの人権尊重を尊重することの重要性を正しく理解すること等を目的とした教育活動である旨を示すべき。
- ・ 人権教育を学習指導要領に位置づけることや、教科化を図ることを検討すべき。
- ・ こどもの権利条約について、4つの原則やこどもの意見を尊重した校則の見直しについて明記する形で触れるべき。
- ・ 高等教育、特に教員養成課程における人権教育の必修科目化が望ましいことを記載すべき。
- ・ 人権教育は「遵法意識」や「規範意識」を涵養する目的のものではないため、表現を改めるべき。
- ・ 人権侵害が起きたときの対処として何をすべきか、何ができるのかを人権教育において示すべき。
- ・ 体験活動の充実に関して、形骸化した交流体験ではなく、文学や劇、実際の新聞報道を用い、現実社会で起こる人権問題について能動的な学習機会を設けることが重要。また、弁護士によるいじめや家庭内問題などの無料法律相談ができる機会を設けることが必要。
- ・ 人権教育で(こどもも含め)権利の享有主体であることを教えることが重要。こどもを教育の客体であり、受け身な存在として捉えるのではなく、社会の責任ある一員としての成長を支援する視点から捉えた記載とすべき。
- ・ 社会教育の箇所書かれている「人権感覚の涵養」という視点を、学校教育でも記述する必要があるのではないか。
- ・ 政治的権利・社会的権利の学習を含めたシティズンシップ教育の観点を学校での人権教育において教えていくことが必要。
- ・ 参政権・選挙教育を一層奨励すべき。女性参政権の歴史を学校教育の中で教えることが重要である。
- ・ 教職員がこどもの人権への理解を深め、人権が尊重された学校運営を行う必要があることを、より強調すべき。
- ・ 学校教育における施策の推進(第二に～の段落)について、「特に、暴力行為やいじめなどの課題～」を「特に、暴力行為や差別、いじめなどの～」と修正すべき。
- ・ 人権教育の一環として国際セクシャリティ教育ガイダンスに基づいた包括的な性教育を行うことが必要。

- ・第3章の理念はすばらしい。それを空言にせず、ほかの何よりも学校教育で最も大切にすべき。そのために現実的な予算や具体策を求める。
- ・中間試案では、学校教育の「学校」は、「それぞれの学校種」や「あらゆる学校」という記述にとどまっているが、夜間中学やフリースクールなど学校教育の在り方が多様化する中においては、学校種を具体的に示し、公教育の主体をどのように捉えているのかを明示する必要がある。
- ・日本では、成人に対する識字・基礎教育政策が不在であり、これは社会教育における人権保障を考える時に極めて重要な問題と考えるため、「識字学級」や「識字教室」の充実や支援について記載すべき。
- ・具体的に差別に対して差別を指摘し、差別されているこども、大人を守るために尽力する、人権を守るための活動をする、人権ディフェンダー育成について社会教育の取組に記載すべき。
- ・人権教育・啓発の実施主体を国や地方自治体に限定しているように見える。主体としてはほかに企業、市民組織などもあることから、それらにも言及すべき。
- ・家庭教育と社会教育施設における学習機会について触れられているが、機会だけでなく、具体的に教材・プログラム開発をし、実施していくことを記載すべき。

イ 人権啓発

- ・国民の幅広い理解と共感が得られることを強調すると、多数派への忖度を誘導しかねないことから、この点を重視すべきでない。それらがなくても、あってはならない人権侵害についての教育啓発は行う必要がある。
- ・人権啓発の方法論について記載されているが、人権教育の指導方法が「第三次取りまとめ」の「人権教育の指導方法」で明文化されており、それら発展的継承の必要性が明記されるべき。
- ・発達段階に応じた啓発については、生涯学習の観点から、大人も対象になることを明示すべき。
- ・人権啓発に当たって、当事者の言葉を取り入れる方針には賛同するが、その際、当該当事者やその関係者等の安全・尊厳等に十分配慮することも記載すべき。
- ・自己の権利を守るため、問題解決や救済の方法にも言及すべき。

(2) 各人権課題に対する取組

- ・本項目に掲げられた人権課題の選定基準が不明確なので記載すべき。

ア 課題横断的な人権課題に対する取組（インターネット上の人権侵害）

- ・発信元の記事が削除されても、当該記事がネット空間から完全に削除されるとは限らないことなど、インターネット上の人権侵害問題のより明確な説明が必要。
- ・情報流通プラットフォーム対処法を実行性のあるものとしてほしい。
- ・削除に応じない場合に名前公表等のペナルティを課すべき。
- ・具体的な教育プログラムを策定すべき。
- ・インターネット上の誹謗中傷等について、国からプロバイダ事業者等への削除要請は、表現の自由に対する侵害（検閲）になり得るものであり、慎重な判断を要する旨を周知すべき。
- ・差別事案などに対し、その当否の判断をタイムリーに示すなど価値ある情報発信を行うことが必要。
- ・「加害者にならないための責任ある情報発信」という観点からも、人権教育・啓発の最重点課題として位置づけ、官民共同での人権教育・啓発の推進・強化が必要。
- ・違法・有害情報の対応が事業者の自主規制に委ねられている状況では問題は解決しない。

(ア) 女性

- ・固定的な性別役割分担意識、無意識の思い込み、災害時における生理への無理解、性被害の発生への解決へ邁進してほしい。
- ・女性だけでなく、先住民族であることや民族的及びその他のマイノリティであることによって、ジェンダーステレオタイプが複雑化していることを認識する必要がある。
- ・性犯罪・性暴力の防止のため、女性の項目にも「生命（いのち）の安全教育」に関する取組を追加するとともに、当該取組に「人権教育のための世界計画」の第5段階の行動計画に基づき、「性や生殖に関わる事柄について自律的な決定が行えるようになること」や「同意の重要性も含めて相手の心身や決定を尊重できるようになること」を目指す教育の普及展開に関する取組支援を盛り込むべき。
- ・現代の日本社会において女性差別は存在しないのに、大学入試の「女子枠」、大学教員の「女性限定公募」などの男性を差別する制度を新たに設けるのは著しく合理性を欠いており、憲法違反である。

- ・性別にかかわらない重大な人権侵害として、「性犯罪・性暴力等」以外に「配偶者等からの暴力」、「ストーカー行為」、「セクシュアルハラスメント」等も明記してはどうか。
- ・政治や経営への女性参画が重要課題となっていることへの言及が必要。
- ・性自認が女性のトランスジェンダーを装った男性から、生来的な女性が被害を受けることのないような教育啓発を行うべき。
- ・性行為を拒む権利を含め、自分の身を守る教育でなければならない。
- ・性別に関係なく全ての人に平等な機会と権利が与えられなければならないという視点から「男女平等」ではなく「ジェンダー平等」で考えるべき。
- ・条約審査において国連から出された勧告も周知すべき。
- ・学校教育において女子差別撤廃条約や同条約の選択議定書の内容についても教えるべき。
- ・幼少期からの包括的性教育の推進について明記すべき。
- ・（相談・支援等には）望まぬ妊娠による、出産時の乳児死亡事故を防ぐため、妊婦を福祉に繋ぐ方法や死亡事故後の支援なども含まれるべき。
- ・「社会のあらゆる分野で女性の参画は着実に進んでいる」とあるが、ジェンダーギャップ指数の順位は世界の中でもかなり低くなっているのであるから、この指数なども引用しつつ、世界の中での日本の女性差別の状況についてきちんと記載すべき。
- ・「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖の健康と権利）」に添うように必要な法律や政策の見直しを図る旨の記載を盛り込むべき。

(イ) こども

- ・スクールポリスを常駐させるべき。
- ・いじめは、その軽重と関係なく、被害者の心身の安全を第一に考えるとともに、人権教育において、加害者側の問題であることをこどもや保護者に周知徹底すべき。
- ・ユニセフ発行の「子どもの権利カード」の活用について盛り込むべき。
- ・ユネスコの「包括的性教育」に関する内容を盛り込むべき。
- ・「児童の権利に関する条約」や「こども基本法」にもとづき策定された「こども大綱」に示されている「こどもが意見を表明する権利」について明記すべき。

- ・教職員が「児童の権利に関する条約」の内容を正しく理解する必要があるため、研修等で周知することを明記すべき。
- ・国際的潮流を示す重要な情報として、2023年に「子どもの権利の主流化」に関する国連事務総長のガイダンスノートが発表されたこと及びその指導原則に基づき、国連の全ての活動の主流にこどもの権利を位置づけていくことが提唱されていることを明記すべき。
- ・第5章の1(1)「ア 学校教育」の第二の内容との整合性に鑑み、当該内容を本項目の取組としても追記するとともに、校則を含む学校運営のあり方等に関してこどもの意見表明・参加を推進するなど、こどもが権利を実際に行使することを通じて学ぶ機会を積極的に保障していく旨の内容を盛り込むべき。
- ・相談・支援等③の取組について、相談体制がこどもにとって使いやすいものになっているかどうか不断に検討していく旨の内容についても盛り込むかどうか。
- ・様々な啓発が行われてきたが、いじめ・体罰・性暴力等が依然として厳しいのはなぜか、要因を明らかにし、より具体的な新たな取組が必要ではないか。
- ・教職員も小・中・高・大学等の教育課程を経て、教職員になるのであるから、人権教育の中で、「児童の最善の利益の考慮」などの考え方が定着する取組が必要ではないか。
- ・国内外の最近の動向や新たに公布・施行された国内法等に関する課題、「人権教育に関する指導方法等の在り方（第三次とりまとめ）」に記載のある課題、国連から勧告等されている課題等について追記すべき。
- ・「こども基本法」や「人権教育のための世界計画（第5フェーズ）」において、こどもの意見表明・参画等が記載されていることを踏まえ、総論部分に施策の策定、評価、見直し等の際のこども・若者の参加を保障し、その意見を重視する旨の記載を盛り込むべき。
- ・「こども基本法」や「教育振興基本計画」等にこどもの意見表明・参加が定められていることを踏まえ、人権教育・啓発等の⑦について、「こどもの意見を聴くこと」の内容を盛り込むべき。
- ・教員等がこどもの権利を学び理解する機会を得る必要があるところ、「生徒指導提要」や「教育振興基本計画」において、こどもの権利の理解等に関する内容が盛り込まれていることを踏まえ、人権教育・啓発等の⑬につ

いて、教員免許課程における人権教育の必修化や教員研修におけるこどもの権利に関する内容の充実を盛り込むべき。

- ・人権教育・啓発等について、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕補足資料（令和6年3月改訂）」の内容に基づき、「SOSの出し方に関する教育」と「『声をあげやすい・声をかけやすい社会』に資する『共に生きる力』教育」を盛り込むべき。
 - ・人権教育・啓発等について、「『ビジネスと人権』に関する行動計画」の「子どもの権利の保護」における具体的措置に基づき、企業に対するこどもの権利に関する啓発活動を推進する旨の取組を盛り込むべき。
 - ・暴力やいじめは「許されない」といった道徳的な価値判断とは別物であること、また、被害者・加害者双方の人権尊重に基づく相談・支援等を徹底することが求められることから、相談・支援等の③について、出席停止制度等の適切な運用や加害子どもへのカウンセリング、地域ぐるみの支援体制の整備等に関する内容を盛り込むべき。
 - ・総論部分の冒頭について、「児童福祉法」、「児童憲章」及び「教育基本法」と並び、これらと同趣旨の理念を定めている「こども基本法」も追加すべき。
 - ・各自治体で既に取り組まれている人権教育についても言及、支援をすべきであることから、相談・支援等の⑦について、自治体単位のこどもの権利条例等を通じた意識啓発を支援する旨の内容を盛り込むべき。
 - ・各自治体で既に取り組まれている人権教育についても言及、支援をすべきであることから、相談・支援等の取組として、地方自治体におけるオンブズパーソンなどの救済・相談枠組みについての推進・支援に関する内容を追加すべき。
 - ・インターネット広告等による有害情報から青少年を守るため、ペアレンタルコントロールなどに関する教育・啓発に重点を置くべき。
 - ・子の発達段階に応じ、学校や保護者の理解のもと行われる「生命の安全教育」の実施を支持する。学校外においても、同教育に則った指導が行われることを期待する。
- (ウ) 高齢者
- ・共生社会の実現を推進するための認知症基本法の趣旨や誰もがなり得るということからすれば、高齢者の項目とは別に認知症に関する項目を設けるべき。

- ・ 認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深めるための教育の推進について、認知症の「希望大使」である認知症本人や「日本認知症本人ワーキンググループ」、「認知症の人と家族の会」といった当事者団体を主体としてはどうか。
- ・ 本人発信については、本人や家族への負担がかからないよう、接し方や発言の仕方に配慮しつつ行ってほしい。
- ・ 高齢者の羞恥心（尊厳）が軽視されがちであるため、人間の尊厳は年齢を重ねても変わることのないことを啓発すべきであり、これを尊重した対応が必要。

(エ) 障害者

- ・ 「障害者」には化学物質過敏症患者も含まれ、合理的配慮の対象となることを明記すべき。
- ・ 「合理的配慮の不提供は差別である」と明記すべき。
- ・ インクルーシブ教育を実現するに当たり、保護者やこどもの希望を尊重し、教育委員会が特別支援学校・学級への入学・入級を勧めることのないようにすべき。
- ・ 障害を理由とした差別をワンストップで解消することができる相談窓口を設置するなど、相談体制を強化すべき。
- ・ 化学物質過敏症のこどものために、シックスクール対策を行うべき。
- ・ 旧優生保護法等の検証を踏まえた人権教育の教材につき、学校教育での活用を必須化すべき。
- ・ インクルーシブ教育の実現のため、公立小中学校等のバリアフリー化を継続的に行うべき。
- ・ 障害者の地域移行に関し、障害者が地域で暮らすという考えが社会全体に浸透するように人権教育・啓発を推進してほしい。
- ・ 雇用される障害者側の職業技能は必要であるが、同時に雇用する企業側が障害や障害者について理解を深められるようにする取組も必要である。
- ・ 旧優生保護法に係る問題を一刻も早く解決するため、専門の対策部門を設置して相談・支援を強化すべき。
- ・ 「合理的配慮」が適切に提供されるためには、障害当事者の意見を聞き、支援可能な方法を伝えるという双方向の意見交換が必要であることを含め、全ての年代の全ての人に対する人権教育が必要である。

- ・心のバリアフリーは、内心の自由の侵害につながりかねないものであり、国会で十分に議論されたものとも言えないため、基本計画から削除すべき。
- ・「障害の社会モデル」は、少数者の利益を保護するために多数者の利益を犠牲にする思想であり、多数者に対する差別にほかならないため、社会モデルによって特定の属性の利益を保護する政策は一切排除されるべき。
- ・聴覚障害者は第二種運転免許の取得が可能であるため、運転手としての仕事の機会が提供されるように事業主に対して啓発すべき。

(オ) 部落差別（同和問題）

- ・現在の部落差別（同和問題）の現状、課題、その解消に向けた取組等を正しく理解するため、学年・学校種に応じた学習機会の確保、教材・カリキュラムの開発等を推進していくべき。
- ・公立及び私立学校における部落差別（同和問題）教育の実施状況についての全国的な実態調査並びに同実態調査を踏まえた教育体制の構築の必要性を明記してほしい。
- ・学校における部落差別（同和問題）の学習効果が高まるよう、教職課程の学生や教職員への研修の義務付け又は充実化が必要。また、政府関係機関職員や裁判官等の公権力を行使する職員の採用試験を受験する学生についても、部落差別（同和問題）を始めとした人権問題についての学習を義務付けるべき。
- ・部落差別（同和問題）を含めた人権教育に関する研修を実のあるものとするため、人権教育に関わる人員体制を強化すべき。
- ・「部落差別の実態に係る調査」を継続して実施してほしい。
- ・同和地区に所在する土地に対する忌避意識の解消に向け、不動産関係の業界団体や士業者等への研修を充実させる必要がある（取組を明記すべき。）。
- ・都道府県教育委員会や市区町村教育委員会における人権教育の格差を是正するための取組が必要。
- ・「公正採用選考人権啓発推進員」の能力向上及び制度の見直しをすべき。
- ・「時間割のどの時間を使って、どの教材をもとに、どのように教えていくのか」などを具体的に明示した教員研修が必要。
- ・学習指導要領に人権教育（部落差別（同和問題））の項目を設けるべき。
- ・同和地区に所在する土地に対する忌避意識の実態調査及び同調査を踏まえた取組を推進していくべき。

- ・PDCAに基づいた部落差別（同和問題）の解消に向けた取組の実施について明記すべき。また、PDCAの実施には当事者団体の声を反映させるべき。
- ・部落差別（同和問題）は既に解決しており、人権課題として取り上げるべきではない。

(カ) アイヌの人々

- ・偏見や差別の歴史的起点となる「同化政策」に関する記述を明記すべき。
- ・近年においても、アイヌの人々に対する人権侵犯が認められ、アイヌの人々への偏見や差別について憂慮すべき事態が続いている旨を記述すべき。
- ・2007年の国際連合宣言についても記述の中で触れるべき。
- ・学校教育においては、主体性や中立性を確保することが重要であるため、それを取組の記述に明記すべき。
- ・学校教育においては、児童生徒が正しい歴史認識を学ぶことができるよう、アイヌの人々の意見を反映させた教科書の作成や、教師用の指導ガイドラインの作成、教師に対する研修の充実化が求められる。

(キ) 外国人

- ・学校教育において、外国の文化を尊重するあまり、日本文化の教育が軽視されないよう配慮を求める。
- ・外国人のこどもにも教育を受ける権利が保障されていることを明記すべき。
- ・教員に対する研修の重要性を明記すべき。
- ・学校等における人種差別・民族差別やヘイトスピーチを防止するための指針を策定し、その普及・促進に努めることを取組として明記すべき。
- ・日本語教育の保障や機会の拡充等についても記述すべき。
- ・「我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国人・朝鮮人等をめぐる問題」について、どのような問題であるかを具体的に記述すべき。

(ク) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動

- ・本邦外出身者に対する差別的言動の根本原因は日本による朝鮮半島等の植民地支配といった歴史的経緯等の無知にあることを記載すべき。また、こうした事実を周知するだけでなく、加害の歴史を冷静に受け止め、誠実に向かい合うことのできる力を涵養するような啓発を行うべき。
- ・人種差別撤廃条約や人種差別撤廃委員会の勧告についても記載すべき。
- ・本邦外出身者に対する正当な抗議活動を保障するため、日本国民に攻撃的な言動を行う本邦外出身者への抗議は禁じない旨を記載すべき。
- ・未成年者に対するヘイトスピーチを全国的に規制すべき。

- ・ヘイトスピーチに関する法的規制を強化すべき。
- ・外国人差別に関して、ヘイトスピーチに限定しない新たな差別解消法を整備すべき。
- ・何がヘイトスピーチに当たるのか具体例を提示した上で、SNS上を含め、ヘイトスピーチの禁止についての国民全体に向けた周知を徹底すべき。
- ・難民について、偏見を是正するとともに、国民全体に向けた周知を徹底すべき。
- ・外国人が多い地域では、本邦外出身者から日本人へのヘイトスピーチも起こり得るため、ヘイトスピーチの解消については、本邦外出身者だけでなく、全ての人を対象にすべき。
- ・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」は、憲法が保障する言論の自由を奪うものであり廃止すべき。
- ・ヘイトスピーチの定義が明確でないため、ヘイトスピーチ解消法には罰則規定を設けるべきではない。

(ケ) 感染症の患者等

- ・「過去の情報等から定着した固定観念による正しい知識や理解の不足等に起因する、HIV感染者やエイズ患者に対する偏見や差別は依然として存在している。」との記載は抽象的であり、1980年代のエイズパニックによって起きたことについて具体的に記述すべき。
- ・B型肝炎を記載いただいたことに謝意。積極的に推進する取組としてC型肝炎ウイルスについても記載してほしい。
- ・44ページの①の記載は、単なる知識の教育・啓発にとどまらず、知識を前提に具体的な行動変容につながる方針を明示するため、肝炎患者等の人権を尊重するための振る舞いを考え、学ぶ場を提供することについて盛り込むべき。
- ・44ページの②の記載は、単なる知識の教育・啓発にとどまらず、知識を前提に具体的な行動変容につながる方針を明示するため、肝炎患者等の人権を尊重するための振る舞いを考え、学ぶ教育を推進することについて盛り込むべき。
- ・任意であるワクチンの非接種者への誹謗中傷についても記載すべき。
- ・肝炎ウイルス感染者等に関する取組に、文部科学省による学校教育における肝炎教育の実施推進とその方策として「③学校教育においては、肝炎教育の推進を通じて、発達段階に応じて正しい知識を身に付けることにより、

肝炎患者に対する偏見や差別をなくすとともに、そのための教材の周知や教職員の研修を推進する。（文部科学省）」を加えるべき。

- ・感染症の患者等への差別の中に、マスクやワクチンといった特定の感染症対策の強要についても記載してほしい。

(コ) ハンセン病患者・元患者及びその家族

- ・学校で使用する国語や英語等の教科書でハンセン病問題を取り上げてほしい。
- ・全ての教育者は、ハンセン病問題のドキュメンタリー動画を視聴すべき。
- ・ハンセン病追悼慰霊日のある6月を人権月間に指定するなどして、学校教育の現場で、人権について考える時間を設けてほしい。
- ・国立ハンセン病資料館の充実及び利用促進のみならず、全国のハンセン病療養所が運営する資料館等の充実及び利用促進も重要であるため、これらの施設と分かるように修正すべき。
- ・学校教育及び社会教育において、当事者からの語りを重視した活動を取り入れるべき。
- ・国際社会における取組として、「人権理事会への決議提出やハンセン病差別撤廃に関する特別報告者との協力」以外の取組も想定されるため、「人権理事会への決議提出やハンセン病差別撤廃に関する特別報告者との協力等」と記載すべき。
- ・「社会復帰者や家族等の社会における共生の場づくりに努める」との取組内容を具体的に記載すべき。
- ・国の責任を更に明確に記載するとともに、「無らい県運動」に加担した市民の責任も記載すべき。
- ・学習指導要領解説にハンセン病問題を記載すべき。

(ク) 刑を終えて出所した人及びその家族

- ・「本人の強い更生意欲」は、再犯の防止等に重要であることは理解するが、本人の強い更生意欲がなければそのままにしておけばよいとの理解が広がる可能性があることから、「本人の更生意欲を涵養する」などと誤解を生まない表現に修正してほしい。

(シ) 犯罪被害者及びその家族

(ス) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

(セ) 性的マイノリティの人々

- ・性的マイノリティのパートナーにも婚姻と同様の権利が得られるよう、民法改正又はパートナーシップ制度の策定など、具体的な施策や方針を基本計画に明記すべき。
 - ・57ページの①、②及び④に関し、性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性について、国民一般に対して理解を促すだけでなく、一般国民の安全・安心にも十分に配慮すべき。
 - ・57ページの②に関し、「ジェンダーアイデンティティ」という概念に市民権を与えるならば、ジェンダーアイデンティティによらない、身体的性別による物理的区分も、同様に尊重するべきであることを明記してほしい。
 - ・性的マイノリティ、特にトランスジェンダーに対するヘイトスピーチや虚偽情報の流布に関する情勢分析的な記載がないことは遺憾である。
 - ・思春期のこどもは揺れ動きやすいものであるから、性的マイノリティに関する教育は、より配慮すべき。
 - ・理解増進法に基づく人権教育・啓発は必要ないどころか当事者を傷つけることから、基本計画から削除してほしい。
 - ・生来女性の安全・安心のため、ジェンダーアイデンティティの尊重の項目については、「①日本国憲法13条に基づく公共の福祉に反しない限りの範囲でジェンダーアイデンティティを尊重する」、「②生来の女性の人権を侵害しないよう取り扱う」及び「③理解増進法第12条「全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。」を遵守し、国民の半数を占める生来女性の安心を担保する」趣旨の文言を追加してほしい。
 - ・自認による性別が全てに優先するのではないことを明らかにしてほしい。
 - ・性的マイノリティの人権擁護を理由に女性やこどもに無理難題を押し付けないために項目を削除するか、内容をもっと具体的に記載すべき。
- (7) その他
- ・若年男性や中年男性の弱者も当然いるという前提で男性の人権についても明記すべき。
 - ・化学物質過敏症患者が香害（香料による健康被害）を被っていることなどについて、国民の理解を深めるための人権教育・啓発を行うべき。
 - ・「香害」による人権問題や「化学物質過敏症患者」の人権についても明記すべき。

- ・「冤罪」の防止のため、課題として取り上げ、被疑者・被告人の権利について啓発すべき。
- ・学校教育や社会教育において、アジア地域の人権状況等を取り上げるべき。
- ・「日本人、本邦出身者」に対する差別的言動の防止策について明記すべき。
- ・個人人権課題として「ビジネスと人権」、「サプライチェーン上の人権問題」を追加すべき。

(3) 人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

- ・人権に関わりの深い特定の職業に従事する職員への研修において、部落差別を解消するための行政機関・教育委員会・学校の役割についての研修プログラムを開発し、実施することを求めるべき。
- ・大学の教員養成課程にある者、法学部に所属する者及び人権に関わりの深い特定の職業に従事しようとする者に対して、部落問題を始めとした人権課題について学習を義務付けるべき。
- ・人権擁護委員に対して、人権等に関する研修を実施することを盛り込むべき。
- ・人権に関わりの深い特定の職業に従事する職員への研修において、化学物質過敏症や無香料の商品の使用について、研修の内容に加えるべき。
- ・学校における人権教育を実施する教員を育成するための措置が必要。
- ・司法関係者に対して、冤罪の被害にあった者やその支援者を講師とした研修を実施することが必要。
- ・医療、介護、福祉、学校や窓口業務を有する職種に従事する者に対して、人権侵害の事例や障害者差別解消法の合理的配慮についての研修の実施を義務化すべき。
- ・性的マイノリティの人権については、当事者による研修ではなく、倫理的教育の実施等による方法を採用すべき。
- ・性的マイノリティに関する研修の講師は適切に選別すべき。
- ・人権に関わりの深い特定の職業に従事する者として、「保育・学童関係者」、「人権擁護機関職員」及び「家庭裁判所調査官・調停員」を追記するほか、人権教育・啓発に関わる民間組織にも言及すべき。
- ・人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等が具体的に実施されるように、各職業における人権教育・啓発の推進計画の策定を求めるべき。

(4) 総合的かつ効果的な推進体制等

- ・人権教育・啓発の実施主体として、公益法人、特定非営利活動法人、民間団体などを明記した上、当該団体が市民と協働して人権意識の向上を図る体制を作

ること、及び当該団体間の連携や当該団体による国・地方公共団体への支援について盛り込むべき。

- ・ 偏見報道の問題があるマスメディアを活用することは避けるか減らすべき。
- ・ 文献・資料等の整備・充実に当たり、中立的かつ批判的な態度に留意することを盛り込むべき。
- ・ 民間のアイデアの活用にあたっては、教育・啓発の中立性に十分配慮する必要があるところ、民間の専門機関等への調査・研究委託を行う場合も行政の中立性に留意しつつ活用すべきことを盛り込むべき。
- ・ 「中立性」という言葉が恣意的に解釈されないよう、より具体的な例を示すべき。
- ・ 学校教員の教職課程で「人権」という科目を必須とすべき。
- ・ マスメディアの積極的な活用のためには、人権意識のアップデートが不可欠。
- ・ インターネット上で人権教育・啓発を推進できる人材を育成・支援することを検討すべき。
- ・ 各人権課題の当事者を対象とした被害等の実態調査、人権教育・啓発の実施主体の意識調査、人権に関わりの深い特定の職業に従事する者の意識調査、国民の意識調査などを総合的、体系的、定期的に実施することを明記すべき。

第6章 計画の推進

(1) 推進体制

- ・ 「人権教育・啓発関係府省庁連絡会議」の内容を法務省ホームページで毎回公開する旨を記載すべき。

(2) 地方公共団体等との連携・協力

- ・ 国として固有の総合計画等が存在しない個別の人権課題については、人権教育・啓発の内容や取組を具体的に示すべき。
- ・ 連携、協力先としての「民間団体」・「企業」について、行政は、その適格性を判断するために広く意見を募るべき。

(3) 計画のフォローアップ及び見直し

- ・ 一定水準の人権教育・啓発が行われることを確保する観点から、定期的な見直し時期を盛り込むべき。

【文案】 「～人権教育・啓発に関する密接な連携・協力の場である「人権教育・啓発関係府省庁連絡会議」において、人権教育・啓発に関する施策の推

進方策や推進体制等について不断の検討を行い、本基本計画を概ね10年ごとに見直し、5年ごとに効果検証を行うものとする。」

- ・人権教育・啓発の計画の推進に当たり、基本計画と「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）」との関係を明確にすることが必要。
- ・人権教育・啓発の計画の推進に当たり、人権課題の解決に向けた目標を設定し、併せて当該目標を達成するためのKPIを設定してはどうか。

本中間試案全体について

- ・交差性の視点が十分に考慮されていないため、各人権課題に対する取組において交差性の視点を盛り込み、女性、部落差別（同和問題）、アイヌの人々などのグループ内の多様性にも目を向け、人権啓発・教育や相談・支援等を行うべき。
- ・人権教育が生涯にわたるものであることを明記すべき。
- ・人権教育・啓発の理念に関する記載が不足しているため、「自分の身体やアイデンティティーに関することを、自分の意思のみで決定するのは人権の基本であり、その決定が外部からの強制やインセンティブ（誘因）に左右されてはならない」ことを明記すべき。
- ・人権教育・啓発が「国家の責任」であることを強調すべき。
- ・「地道に・引き続き」ではなく、根本的に国の人権教育や啓発に関する政策を变革していくための計画とすべき。
- ・他の政府計画や孤独孤立対策、自殺防止対策等を踏まえた内容を盛り込むべき。
- ・学習指導要領において人権教育が体系化されていないという問題意識の下、こどもが「権利の主体」として自身の権利を学びエンパワーされる、「子どもの権利教育」を計画に明記すべき。
- ・こどもの権利教育・啓発は、最新の国内法・施策・指針等、関連する有識者・調査報告書等及び国際人権規約・国際文書等に則したものとすべき。
- ・学校・地域・社会の中での実践や経験を通じて、こどもの権利を学ぶことが重要であることに鑑み、あらゆる層・立場の人々（特に直接こどもと関わり、こどもの意見を聴く関係性にある大人）がこどもの権利、特にこどもの意見表明・意見を聴かれる権利について学ぶ機会を得ることを盛り込むべき。
- ・こどもの権利教育・啓発の実施状況について実態把握を進めるとともに、その教育・啓発内容の策定・目標設定・評価・定期的な見直しに際して、こどもの参加を保障し、こどもの意見を聴き、正當に重視することを盛り込むべき。

- ・教職課程や教員研修において、こどもの権利を学ぶ機会を充実させるとともに、教員の働く環境を改善し、効果的なこどもの権利教育が実践できる環境整備を行うことを盛り込むべき。
- ・人権教育・啓発の主体を国や地方公共団体に限定しているように見えること、人権教育・啓発に関わっている専門家や市民組織への言及がないこと、現在起きている人権問題を解決するという視点がないことについて改善すべき。
- ・基本計画の全体に及ぶ課題として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」及び「持続可能な開発目標」(SDGs)の内容を具体的に盛り込むべき。
- ・「マイノリティ」という言葉は使用すべきでない。
- ・国家による権利侵害の可能性について記載すべき。